

他市条例対照表（その1）

	大和市市民参加推進条例	流山市市民参加条例	和光市市民参加条例	日進市市民参加及び市民自治活動条例
施行日	平成19年10月1日	平成24年10月1日	平成16年1月1日 平成23年10月1日改正	平成24年10月1日
住民投票	大和市住民投票条例	自治基本条例に規定済みだが、未制定	市民参加条例第14条に規定	日進市住民投票条例
施行日	平成24年7月9日改正			平成24年7月2日
目的	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、大和市自治基本条例(平成16年大和市条例第16号。以下「自治基本条例」という。)第18条第4項の規定に基づき、市民参加に関する基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、自治の進展に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、流山市自治基本条例(平成21年流山市条例第1号)第16条の規定に基づき、市民等の市政への参加(以下「市民参加」という。)の手續その他必要な事項を定め、市民自治を推進することを目的とします。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民が市の機関及び市の議会(以下「議会」といいます。)と情報を共有しつつ、市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、協働による自治を推進し、住みやすいまちをつくることを目的とします。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号。以下「自治基本条例」という。)第15条第5項及び第16条第5項の規定に基づき、市民参加及び市民自治活動に関し基本的な事項を定めることにより、市民主体の自治の推進を図ることを目的とする。</p>
定義	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。</p> <p>(2) 執行機関 自治基本条例第3条第2号に規定する執行機関をいう。</p> <p>(3) 市民参加 執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に市民が主体的に参加することをいう。</p> <p>(4) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)及びこれに類するもの(以下「附属機関に類するもの」という。)をいう。</p> <p>(5) 意向調査 執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意識を把握するために、調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求めることをいう。</p> <p>(6) 意見交換会 執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意見を直接聴く必要がある場合に、市民と執行機関及び市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいう。</p> <p>(7) 意見公募手續 執行機関が政策形成等に当たり、その案その他必要な事項を公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手續をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。</p> <p>(2) パブリックコメント手續 市の政策の策定に当たり、当該策定しようとする政策の目的、趣旨、内容等の必要な事項を公表し、市民等の意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して当該政策に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手續をいいます。</p> <p>(3) 意見交換会 市の政策について、市民等と市が意見を交換するために市が開催する会議をいいます。</p> <p>(4) 公聴会 市の政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民等の意見を聴くために市が開催する会議をいいます。</p> <p>(5) 政策提案制度 市民等が具体的な政策を提案し、その提案に対し、市が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の考え方等を公表する一連の手續をいいます。</p>	<p>（言葉の意味）</p> <p>第2条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 「市民参加」とは、市民が市政に関して意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいいます。</p> <p>(2) 「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいいます。</p> <p>(3) 「協働」とは、市民、市の機関及び議会がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。</p> <p>(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 市民参加 市政にかかわる政策等の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民の意見を幅広く反映させるために、市民が自主的にかかわることをいう。</p> <p>(4) 協働 自治基本条例第3条第2号に規定する協働をいう。</p> <p>(5) コミュニティ 自治基本条例第3条第3号に規定するコミュニティをいう。</p> <p>(6) 市民自治活動 自治基本条例第3条第4号に規定する市民自治活動をいう。</p> <p>(7) 協働事業 市民自治活動についてコミュニティ及び市の執行機関が協働で実施する事業をいう。</p> <p>(8) 附属機関等 法律又は条例の定めるところにより調停、審査、諮問又は調査のため市の執行機関が設置する附属機関及び要綱等の定めるところにより専門知識の導入、市政に対する市民の意見の反映等を目的として市の執行機関が設置するものをいう。</p> <p>(9) ワークショップ 市民と市の執行機関及び市民同士が一緒に話し合い、自由な議論を通して一定の合意形成を図る手法をいう。</p> <p>(10) パブリックコメント手續 第7条第1項各号に規定する事項(以下「対象事項」という。)の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出方法及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて市民の意見を求める手續をいう。</p> <p>(11) 意向調査 市の執行機関が調査項目を設定し、一定期間内に市民から回答を求める調査をいう。</p> <p>(12) 説明会等 市の執行機関が広く市民及び利害関係者に対して対象事項の案を示して説明をし、意見を求める場をいう。</p>

基本原則	<p>(基本原則)</p> <p>第3条 市民参加は、市民と執行機関が情報を共有すること、市民が意見を述べ、又は提案する機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する検討の結果が明らかにされることにより行うものとする。</p> <p>2 市民参加は、市民と執行機関がお互いの立場を理解し、尊重して行うものとする。</p> <p>3 市民参加は、政策形成等のできるだけ早い時期から行うものとする。</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第3条 市民参加は、すべての市民等にその機会を保障し、政策形成のできるだけ早い時期から行われなければなりません。</p> <p>2 市民参加は、市民等、市及び議会が情報をわかりやすく発信するとともに、これを共有して行われなければなりません。</p> <p>3 市民参加は、市民等、市及び議会がそれぞれのもつ特性を生かし、お互いの役割を理解し、尊重しながら行われなければなりません。</p>		
市民の責務	<p>(市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加を行わなければならない。</p> <p>2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重しなければならない。</p>		<p>(市民の役割)</p> <p>第3条 市民は、市の機関や議会と協働し、市政への積極的な参加に努めるものとします。</p> <p>2 市民は、市民参加に当たり、自らの意見と行動に責任を持たなければならない。</p>	<p>(市民の役割及び責務)</p> <p>第3条 市民は、自治の担い手として、市政に関心を持ち、積極的に市政へ参加するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市政への参加に当たっては、自らの責任の範囲で発言し、又は行動するものとする。</p> <p>3 市民は、市政への参加に当たっては、互いの意見及び立場を尊重するとともに、参加できない市民に対しての説明責任を果たすなど、さまざまな意見及び立場に配慮し、日進市全体の利益を考慮するよう努めるものとする。</p>
執行機関の責務	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第5条 執行機関は、市民に積極的に情報を提供し、市民参加の推進に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない。</p> <p>3 執行機関は、市民参加の手続により述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努めなければならない。</p> <p>4 執行機関は、市民参加の手続により述べられた意見等に対する検討の結果について、わかりやすく説明しなければならない。</p> <p>5 執行機関は、市民が年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民参加の機会を得ることができるよう努めなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、市民参加を推進するために、市民等に積極的に情報を提供しなければならない。</p> <p>2 市は、市民等が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない。</p> <p>3 市は、市民参加の手続により述べられた意見等を十分に考慮し、その反映に努めなければならない。</p> <p>4 市は、市民参加の手続により述べられた意見等に対する検討の結果について、速やかに公表しなければならない。</p>	<p>(市の機関の役割)</p> <p>第4条 市の機関は、市政について市民に積極的に情報を提供し、市民参加を進めるものとします。</p> <p>2 市の機関は、市政について市民に十分に説明し、市民からの質問や要請に対して誠意を持って応答しなければならない。</p> <p>3 市の機関は、市民や議会と協働し、市政の公平、公正で効率的な運営を行わなければならない。</p>	<p>(市の執行機関の役割及び責務)</p> <p>第5条 市の執行機関は、年齢、性別、障害の有無、国籍その他社会的地位によるもの等にかかわらず、誰もが参加しやすい場及び機会を提供しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、市民参加及び市民自治活動を推進するため、市政に関する情報を公開しなければならない。</p> <p>3 市の執行機関は、日進市未来をつくる子ども条例(平成21年日進市条例第24号)の理念にのっとり、子どもの市政への参加を推進するよう努めるものとする。</p> <p>4 市の執行機関は、あらかじめ市民参加の範囲を明確にするとともに、市民参加の手続によって得られた意見を公平かつ総合的に検討し、施策へ反映するよう努めるものとする。</p> <p>5 市の執行機関は、市民参加の手続によって得られた意見の検討の経過及び結果について、市民に説明しなければならない。</p> <p>6 市の執行機関は、市民自治活動の支援及び協働を推進するために、必要な施策を実施し、環境の整備を行わなければならない。</p> <p>7 市の執行機関は、市民自治活動の支援及び協働の推進について、公平性及び公正性を確保するよう努めるものとする。</p>
コミュニティの役割及び責務				<p>(コミュニティの役割及び責務)</p> <p>第4条 コミュニティは、市民自治活動の主体として、地域の課題解決に取り組むものとする。</p> <p>2 コミュニティは、市の執行機関から市民自治活動に対する支援を受け、又は協働事業を実施する場合は、その活動の公共性及び公益性について考慮するよう努めるものとする。</p> <p>3 コミュニティは、自らの市民自治活動が多くの市民に理解されるよう努めるものとする。</p>

議会の役割		<p>(議会における市民参加の促進)</p> <p>第21条 議会は、「開かれた議会」を標榜する流山市議会基本条例(平成21年流山市条例第10号)のっとり、議会における市民参加を促進しなければなりません。</p> <p>2 議会における市民参加の手続については、議会で定めるものとします。</p> <p>(議会への報告)</p> <p>第30条 市長は、この条例に基づく市民参加の実施の状況に関し、毎年1回、議会に報告するものとします。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第5条 議会は、市民と情報の共有を図り、市民や市の機関と協働し、市民参加を進めるよう努めるものとします。</p>	<p>(市議会への市民参加の推進)</p> <p>第6条 市議会は、日進市議会基本条例(平成23年日進市条例第1号)の理念にのっとり、市議会への市民参加を推進するよう努めるものとする。</p>
市民参加の手続の対象	<p>(市民参加の手続の対象)</p> <p>第6条 執行機関は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更</p> <p>(2) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃</p> <p>(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更</p> <p>(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p> <p>(5) 市民生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更</p>	<p>(市民参加の対象)</p> <p>第5条 市は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更</p> <p>(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃</p> <p>(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更</p> <p>(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p> <p>(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更</p>	<p>(市民参加の対象)</p> <p>第6条 市民参加の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更</p> <p>(2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃</p> <p>(3) 規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更</p> <p>(4) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p>	<p>(市民参加の手続の対象)</p> <p>第7条 市の執行機関は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 日進市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更</p> <p>(2) 市政に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃</p> <p>(3) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p> <p>(4) 広く市民の公共の用に供される施設の設置等についての基本計画等の策定又は変更</p>
除外規定	<p>2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続を行わないことができる。</p> <p>(1) 軽微なもの</p> <p>(2) 緊急に行わなければならないもの</p> <p>(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うことにより、政策的な判断を伴わないもの</p> <p>3 執行機関は、前項の規定により市民参加の手続を行わないこととしたものについては、その理由を公表しなければならない。</p> <p>4 執行機関は、対象事項以外のものについても、積極的に市民参加の手続を行うよう努めるものとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。</p> <p>(1) 軽易なもの</p> <p>(2) 緊急に行わなければならないもの</p> <p>(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの</p> <p>3 市は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、速やかにこれを公表し、十分な説明を行わなければならない。</p> <p>4 市は、対象事項以外の事項についても、市民参加の対象とすることができます。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。</p> <p>(1) 軽易なもの</p> <p>(2) 緊急に行わなければならないもの</p> <p>(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの</p> <p>(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの</p> <p>(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>(6) 市の権限に属さない事項</p> <p>3 市の機関は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、これを公表するものとします。</p> <p>4 市の機関は、対象事項以外の事項にあっても、市民参加の対象とすることができます。</p>	<p>2 市の執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市民参加の手続を行わないことができる。</p> <p>(1) 緊急に行わなければならないもの</p> <p>(2) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの</p> <p>(3) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの</p> <p>(4) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>3 市の執行機関は、前項の規定により市民参加の手続を行わないこととしたものについては、その理由を公表しなければならない。</p> <p>4 市の執行機関は、対象事項以外のものについても、市民参加の手続を行うよう努めるものとする。</p>
市民参加の手続の方法等	<p>(市民参加の手続の方法等)</p> <p>第7条 執行機関は、前条第1項の規定により市民参加の手続を行うときは、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、適切と認める1以上の方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 審議会等の設置</p> <p>(2) 意向調査の実施</p> <p>(3) 意見交換会等(意見交換会、公聴会等をいう。以下同じ。)の開催</p>	<p>(市民参加の方法)</p> <p>第6条 市は、前条第1項又は第4項の規定により市民参加の手続を行うときは、法令(条例を含む。)に市民参加の手続について別に定めのある場合を除き、次に掲げる方法のうち、適切と認める複数の方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 審議会等の開催</p> <p>(2) パブリックコメント手続</p>	<p>(市民参加の方法)</p> <p>第7条 市民参加の方法は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民政策提案手続(市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。)</p> <p>(2) パブリック・コメント手続(市の機関が政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見</p>	<p>(市民参加の手続の方法)</p> <p>第8条 市の執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手続を行うときは、市民参加の手続によって得られた意見を施策に反映できるよう、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、2以上の方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 附属機関等の設置</p> <p>(2) ワークショップの開催</p>

	<p>催</p> <p>(4) 意見公募手続の実施</p>	<p>(3) 意見交換会の開催</p> <p>(4) 公聴会の開催</p> <p>(5) 政策提案制度</p> <p>(6) その他の効果的と認められる方法</p> <p>2 前項第6号に規定する市民参加の手続を行う場合の方法は、市長が別に定めます。</p>	<p>見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。)</p> <p>(3) 公聴会手続(政策等に対して広く市民等の意見を聴くため、市の機関が行う会合を開催する一連の手続をいいます。)</p> <p>(4) 審議会等手続(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの(その構成の全部又は一部に市民が含まれるものに限ります。)を設置し、これに市の機関が諮問等を行うことにより意見を求める一連の手続をいいます。)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法</p>	<p>(3) パブリックコメント手続の実施</p> <p>(4) 意向調査の実施</p> <p>(5) 説明会等の開催</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法</p>
<p>市民参加の実施</p> <p>(マツチンググループ)</p>	<p>2 執行機関は、対象事項のうち、特に市民への影響が大きいと認めるものを実施しようとするときは、前項各号に掲げる方法のうちから、意見交換会の開催を含む2以上の方法により、市民参加の手続をそれぞれ適切な時期に行わなければならない。</p> <p>3 執行機関は、前条第1項第4号に掲げる事項を実施しようとする場合において、規則、審査基準(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号ロに規定する審査基準をいう。)、処分基準(同号ハに規定する処分基準をいう。)又は行政指導指針(同号ニに規定する行政指導指針をいう。)の制定又は改廃をしようとするときは、前2項の規定により行う市民参加の手続の方法に、意見公募手続の実施を含めなければならない。</p> <p>4 執行機関は、対象事項を実施しようとする場合において、市民以外の者であって、当該事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対して、第1項に掲げる方法により、市民参加の手続を行うよう努めるものとする。</p>	<p>適切と認める複数の方法により(上記)</p>	<p>(市民参加の実施)</p> <p>第8条 市の機関は、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に前条に定める方法のうちから、1以上の適切な方法により行うものとします。</p> <p>2 前項の場合において、市の機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参加の方法を併用するよう努めるものとします。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、法令に基づき実施する対象事項で、当該法令に市民からの意見の聴取に関する手続が定められているものについては、当該法令に定められている市民からの意見の聴取に関する手続(以下「法定手続」という。)が 1の方法の場合には、同項各号に掲げる方法のうち法定手続とは異なるものを1以上の方法により行わなければならない。</p>
<p>市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表</p>	<p>(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)</p> <p>第8条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を取りまとめ、これを公表する。</p>		<p>(市民参加の実施状況等の公表)</p> <p>第17条 市長は、毎年度1回、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表するものとします。</p>	<p>(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)</p> <p>第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を取りまとめて公表しなければならない。</p>
<p>公表の方法</p>				<p>(公表の方法)</p> <p>第10条 この条例の規定による公表は、次に掲げる方法のうちから、2以上の方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 当該公表事項を所管する部署の窓口、情報公開窓口又は日進市の公共施設での閲覧又は配布</p> <p>(2) 日進市の広報紙への掲載</p> <p>(3) 日進市のホームページへの掲載</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法</p>

<p>広聴</p>				
<p>審議 会等</p>	<p>第2節審議会等 (委員の公募)</p> <p>第9条 執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選考する市民を含めるものとする。</p> <p>2 執行機関は、附属機関に類するものの委員の選任に当たっては、原則として委員の総数の3分の1以上の公募により選考する市民を含めるものとする。</p> <p>3 執行機関は、審議会等の委員を公募するに当たっては、選考基準その他選考の方法をあらかじめ公表しなければならない。</p> <p>4 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考するに当たっては、男女比、年齢構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めるものとする。</p> <p>5 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考したときは、速やかに応募の状況その他の選考の結果を公表しなければならない。 (委員の氏名等の公表)</p> <p>第10条 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 委員の氏名 (2) 委員の選任区分 (3) 附属機関の委員に公募により選考された市民が含まれていない場合には、その理由 (4) 附属機関に類するものにおいて、公募により選考された市民の委員の数が、委員の総数の3分の1の数に満たない場合には、その理由</p>	<p>(審議会等の委員等)</p> <p>第7条 市は、審議会等(対象事項(第5条第4項の規定により、市民参加の対象となる事項を含む。以下「対象事項等」という。))の審議等を行うものに限る。以下この条、次条及び第9条において同じ。)の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として、委員の総数の3分の1以上が公募の方法を通じて選任される市民等(以下「公募による市民等」という。)になるよう努めなければなりません。</p> <p>2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、当該審議会等の目的に鑑み、専門的な知見のほか、年齢層、男女別、地域性及び在職年数並びに他の審議会等の委員との兼任の状況その他の事情を勘案し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めなければなりません。</p> <p>3 市は、審議会等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、任期及び選任の区分を公表しなければなりません。</p>	<p>(審議会等手続)</p> <p>第12条 市の機関は、審議会等を構成する委員として選任できる者には、原則として公募により選任される者を含めるものとします。</p> <p>2 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。</p> <p>3 市の機関は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表するものとします。</p>	<p>(附属機関等の委員)</p> <p>第11条 市の執行機関は、附属機関等の委員(以下「委員」という。)について、別に定めるところにより、性別、年齢構成、委員の在任期間、他の附属機関等の委員との兼職状況等に配慮し、選任しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、委員の選任に当たっては、公募により選考する市民を含めなければならない。ただし、附属機関等の設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。</p> <p>3 委員の公募に関して必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p>会議 の公 開等</p>	<p>(会議の公開等)</p> <p>第11条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。</p> <p>(1) 条例等の規定により公開しないこととされているとき。 (2) 会議の内容に非公開情報(大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)第7条各号に定める情報をいう。以下同じ。)が含まれるとき。</p> <p>2 執行機関は、審議会等が会議を非公開とする場合には、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>3 執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、あらかじめ開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。 (会議録の作成と公表)</p> <p>第12条 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。</p>	<p>(審議会等の会議の公開等)</p> <p>第8条 審議会等の会議は、公開とします。ただし、法令(条例を含む。)の規定により審議会等が非公開とすることができる定められているときは、この限りではありません。</p> <p>2 前項ただし書の規定により審議会等の会議の全部又は一部を公開しないときは、別に法令(条例を含む。)の定めがある場合を除き、審議会等の長が会議に諮り、多数決によって決定するものとします。この場合において、多数決の結果が可否同数の場合は、審議会等の長の判断で公開又は非公開を決定するものとします。</p> <p>3 審議会等は、会議を公開としないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとします。</p> <p>4 市は、審議会等の会議が開催されるときは、会議開催日の1週間前までに広報又はホームページ等により公表しなければなりません。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りではありません。</p> <p>5 前項の規定により公表する内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の手続、担当課名その他必要な事項とします。</p> <p>6 審議会等の長は、審議会等の傍聴者に対して、必要な資料提供と</p>	<p>4 審議会等の会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。</p> <p>(1) 法令等の規定により公開しないとされている場合 (2) 審議等の内容に不開示情報が含まれる場合 (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合</p> <p>5 市の機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時、場所、傍聴等の手続について、公表するよう努めるものとします。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではありません。</p> <p>6 市の機関は、審議会等の会議録を作成し、不開示情報を除き公表するよう努めるものとします。 (その他の市民参加の方法)</p> <p>第13条 市の機関は、第9条から前条までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法があるときは、これを積極的に用いるよう努めるものとします。</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第12条 市の執行機関は、附属機関等の会議を開催しようとするときは、開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。</p> <p>ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 附属機関等の会議は、公開しなければならない。ただし、会議の全部又は一部を公開しないことができる。</p> <p>3 市の執行機関は、附属機関等の会議の公開に当たっては、非公開情報を除き、当該会議の会議資料を傍聴者の閲覧に供しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定により会議の全部又は一部を公開しないこととした場合は、あらかじめその理由等を公表しなければならない。</p> <p>5 第2項に規定する会議の公開については、市の執行機関が別に定める。 (会議録の作成及び公表)</p> <p>第13条 市の執行機関は、附属機関等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、公表しなければならない。</p>

		<p>積極的な情報提供に努めるものとします。</p> <p>(審議会等の会議録の作成及び公表)</p> <p>第9条 審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令(条例を含む。)に定めのある場合を除き、速やかに公表しなければなりません。この場合において、会議に提出された資料(流山市情報公開条例(平成13年流山市条例第32号)第7条各号に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)を除く。)を併せて公表しなければなりません。</p> <p>2 前項の会議録及び議事要旨には、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名等を記載するほか、審議会等の内容について市民等が理解できる形式としなければなりません。</p> <p>3 市は、審議会等から提出された答申及び建議に対する検討を終えたときは、不開示情報を除き、その結果を速やかに公表しなければなりません。</p>		
意向調査の実施等	<p>(意向調査の実施等)</p> <p>第13条 執行機関は、意向調査を実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、意向調査を実施したときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。</p>			<p>第5節 意向調査の実施等</p> <p>第18条 市の執行機関は、意向調査を実施しようとするときは、実施時期、目的、対象者、内容等を公表しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、意向調査を実施するに当たり、分かりやすい資料の作成を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 市の執行機関は、意向調査を実施したときは、その結果を、非公開情報を除き、公表しなければならない。</p>
意見交換会等の開催等	<p>(意見交換会等の開催等)</p> <p>第14条 執行機関は、意見交換会等を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、意見交換会等を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。</p> <p>3 執行機関は、意見交換会等で述べられた意見に対する検討を終えたときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。</p>	<p>(意見交換会の開催の手続)</p> <p>第13条 市は、意見交換会を開催するときは、事前に次に掲げる事項を公表しなければなりません。</p> <p>(1) 開催の目的(政策の案その他の資料があるときは、当該資料を含む。)</p> <p>(2) 開催の日時及び場所</p> <p>(意見交換会の開催記録の作成及び公表)</p> <p>第14条 市は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成するとともに、不開示情報を除き、これを速やかに公表しなければなりません。</p> <p>2 市は、意見交換会で出された意見に対する検討を終えたときは、不開示情報を除き、その結果を速やかに公表しなければなりません。</p>		<p>第6節 説明会等の開催等</p> <p>第19条 市の執行機関は、説明会等を開催しようとするときは、開催日時、開催場所、議題等を公表しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、説明会等を開催するに当たり、分かりやすい資料の作成及び説明を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 市の執行機関は、説明会等を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表しなければならない。</p>
公聴会の開催の手続		<p>(公聴会の開催の手続)</p> <p>第15条 市は、公聴会を開催しようとするときは、事前に次の事項を公表しなければなりません。</p> <p>(1) 公聴会の開催の日時及び場所</p> <p>(2) 政策等の案及び案に関する資料</p> <p>(3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲</p> <p>(4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項</p> <p>2 市は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表しなければなりません。</p>	<p>(公聴会手続)</p> <p>第11条 市の機関は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表するものとします。</p> <p>(1) 公聴会の開催の日時及び場所</p> <p>(2) 政策等の案及び案に関する資料</p> <p>(3) 公聴会に出席して意見を述べることができるものの範囲</p> <p>(4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項</p> <p>2 公聴会に出席して意見を述べることができるものの範囲は、前条第3項第1号から第5号までに掲げるもの及び公聴会に係る事案に利</p>	

		<p>(公述人の決定)</p> <p>第16条 公聴会に出席して意見を述べようとする市民等は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を市に申し出なければなりません。</p> <p>2 市は、必要と認めるときは、公聴会において学識経験を有する者の意見を聴くことができます。</p> <p>3 公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)は、第1項の規定による申出をした者及び前項の学識経験を有する者の中から市が決定します。この場合においては、当該案件に対し賛成者及び反対者があるときは、一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければなりません。</p> <p>4 市は、公述人を決定したときは、第1項の規定により申出を行った者(公述人として決定しなかった者を除く。)及び第2項の規定により公述人とした学識経験を有する者に対し、その旨を文書で通知しなければなりません。</p> <p>5 市は、公述人を決定したときは、第1項の規定により申出を行った者のうち、公述人として決定しなかった者に対し、文書でその旨を通知しなければなりません。</p> <p>(公述人の義務)</p> <p>第17条 公述人が公聴会において発言しようとするときは、公聴会の議長の許可を得なければなりません。</p> <p>2 公聴会における公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはなりません。</p> <p>3 公聴会における公述人の発言がその範囲を超え、又は公聴会において公述人に不穏当な言動があるときは、公聴会の議長は、発言を制止し、又は退席させることができます。</p> <p>4 公述人は、公聴会において公聴会の議長に対して質疑をすることができません。</p> <p>(公聴会における代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第18条 公述人は、公聴会において代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができません。ただし、公聴会の議長が特に許可した場合は、この限りではありません。</p> <p>(公聴会の議事等)</p> <p>第19条 公聴会は、市が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会を主宰します。</p> <p>2 公聴会の参加者は、公聴会を進行させるための公聴会の議長の指示に従わなければなりません。</p> <p>3 公聴会の議長は、公述人に対して質疑をすることができます。</p> <p>4 公聴会の議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市に報告しなければなりません。</p> <p>5 市は、公聴会が終了したときは、前項の規定により報告された記録を不開示情報を除き、速やかに公表しなければなりません。</p>	<p>害関係を有するものとします。ただし、市の機関は、必要があると認めるときは、その範囲を広げ、又は制限することができます。</p> <p>3 市の機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表するものとします。</p> <p>4 公聴会は、市の機関が指名する者が議長となり主宰します。</p> <p>5 議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市の機関に提出するものとします。</p> <p>6 市の機関は、公聴会が終了したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された記録を公表するものとします。ただし、不開示情報は、公表しないものとします。</p>	
ワー クショ				<p>(ワークショップの公開)</p> <p>第14条 市の執行機関は、ワークショップを開催しようとするときは、開</p>

<p>ップ</p>				<p>日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。</p> <p>2 ワークショップは、公開しなければならない。</p> <p>3 市の執行機関は、ワークショップの公開に当たっては、当該ワークショップで使用する資料を傍聴者の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(ワークショップの運営)</p> <p>第15条 市の執行機関は、ワークショップを開催するときは、分かりやすい資料の作成及び説明を行うよう努め、市民と市の執行機関及び市民同士と一緒に話し合い、自由な議論を通して一定の合意形成を図ることができるような運営に努めるものとする。</p> <p>2 ワークショップの参加者は、その運営に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(開催記録の作成及び公表)</p> <p>第16条 市の執行機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表しなければならない。</p>
<p>意見 公募 手続 (パブリックコメント) の実施</p>	<p>(意見公募手続の実施)</p> <p>第15条 執行機関は、意見公募手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 対象事項の案及び当該案に関する資料</p> <p>(2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景</p> <p>(3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限</p> <p>(4) その他執行機関が必要と認める事項 (意見の提出方法等)</p> <p>第16条 意見公募手続における意見の提出方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 郵便等</p> <p>(2) ファクシミリ</p> <p>(3) 電子メール</p> <p>(4) 執行機関が指定する場所への書面の持参</p> <p>(5) その他執行機関が必要と認める方法</p> <p>2 意見の提出期間は、30日以上とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、執行機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る提出期間を定めることができる。この場合においては、前条の規定による公表の際その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>4 意見を提出しようとする者は、住所、氏名その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(結果の公表)</p> <p>第17条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に対する検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 対象事項の題名</p> <p>(2) 対象事項の案の公表の日</p> <p>(3) 提出された意見又は提出された意見の概要</p> <p>(4) 提出された意見に対する検討の結果及びその理由</p>	<p>(パブリックコメント手続の実施の手続)</p> <p>第10条 市は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。</p> <p>(1) 政策の案の目的、趣旨、内容及び背景</p> <p>(2) 政策の案を立案する際に整理した市の考え方及び論点</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市民等が政策の案を理解するために必要な資料</p> <p>(4) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間</p> <p>(パブリックコメント手続における意見等の提出方法等)</p> <p>第11条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 郵便</p> <p>(2) ファクシミリ</p> <p>(3) 電子メール</p> <p>(4) 書面の持参</p> <p>2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、前条の規定による公表の日から30日以上とする。ただし、特別の事情があるときは、市は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間を設けることができます。</p> <p>3 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとするものは、住所、氏名その他市が必要と認める事項を明らかにしなければならない。</p> <p>4 市は、パブリックコメント手続を行う場合は、政策の案をわかりやすく市民等に公表し、より多くの意見等を得るように努めなければならない。</p> <p>(パブリックコメント手続における意見等の処理)</p> <p>第12条 市は、前条の規定により提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、パブリックコメント手続を行った政策について、意思決定を行わなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定により意思決定を行ったときは、不開示情報を除き、パブリックコメント手続により提出された意見等の概要及びこれに</p>	<p>(パブリック・コメント手続)</p> <p>第10条 市の機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めようとするときは、次の事項を公表するものとします。</p> <p>(1) 政策等の案及び案に関する資料</p> <p>(2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項</p> <p>2 パブリック・コメント手続における意見の提出期間は、原則として20日以上とする。</p> <p>3 パブリック・コメント手続により意見を提出することができるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>(3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>(4) 市内の学校に在学する者</p> <p>(5) 市に対して納税義務を有するもの</p> <p>(6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの</p> <p>4 パブリック・コメント手続により意見を提出しようとするものは、住所、氏名その他の規則で定める事項を明らかにしなければならない。</p> <p>5 市の機関は、パブリック・コメント手続により提出された意見について検討を終了し、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとします。ただし、和光市情報公開条例(平成12年条例第48号)第7条各号に定める不開示情報のいずれかに該当すると認められるもの(以下「不開示情報」といいます。)は、公表しないものとします。</p>	<p>第4節 パブリックコメント手続の実施等</p> <p>第17条 市の執行機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象事項の案、意見の提出方法、意見提出期間等を公表しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、パブリックコメント手続を実施するに当たり、分かりやすい資料の作成及び説明を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 市の執行機関は、パブリックコメント手続によって提出された意見(以下「提出意見」という。)を考慮して、対象事項についての意思決定を行うよう努めるものとする。</p> <p>4 市の執行機関は、提出意見の内容及び提出意見を考慮した結果(対象事項の案の修正を行った場合はその内容を含む。)を公表しなければならない。</p> <p>5 パブリックコメント手続の実施に必要な事項は、市長が別に定める。</p>

	<p>(再度の意見公募手続)</p> <p>第18条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に基づき修正された対象事項の案が、第15条の規定により公表した対象事項の案と大きく異なるものとなったときは、再度意見公募手続を実施するものとする。</p>	<p>対する市の考え方並びに政策の修正内容を公表しなければなりません。</p>		
政策提案手続	<p>第3章政策提案手続</p> <p>(政策提案の提出等)</p> <p>第19条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して提案することができる。ただし、法令の規定により提案の手続が定められている事項については、当該法令の規定によることとする。</p> <p>2 執行機関は、前項本文の規定により提案された政策について総合的に検討し、提案の内容並びに検討の結果及びその理由を、非公開情報を除き公表するとともに、当該提案に係る代表者に通知しなければならない。</p>	<p>(政策提案の提出及び審査等)</p> <p>第20条 市民等は、10人以上の連署をもって、その代表者が政策提案制度により公益的な観点から市に対して対象事項について提案することができます。</p> <p>2 市は、対象事項等について、政策提案制度により提案を求めようとするときは、次の事項を事前に公表しなければなりません。</p> <p>(1) 提案を求める政策の目的</p> <p>(2) 提案することができるものの範囲</p> <p>(3) 提案方法及び提出期間</p> <p>(4) その他提案に関して必要な事項</p> <p>3 市は、提案のあった政策等について公開による審査を実施し、審査結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知するとともに、不開示情報を除き、これを公表しなければなりません。</p>	<p>(市民政策提案手続)</p> <p>第9条 市民政策提案手続における提案は、年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項(第6条第2項に該当するものを除きます。)について行うことができます。</p> <p>2 市民政策提案手続において、市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。</p> <p>3 市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者(代表者がいるときは、その代表者)に通知し、原則として公表するものとします。</p>	<p>(協働事業の提案)</p> <p>第22条 コミュニティは、市の執行機関に対して、協働事業の提案を行うことができる。</p> <p>2 市の執行機関は、前項の提案があった場合は、その内容を審査し、当該提案をしたコミュニティに対して、審査の結果を説明しなければならない。</p> <p>3 協働事業の提案に関して必要な事項については、市長が別に定める。</p> <p>(団体登録)</p> <p>第23条 協働事業の提案を行おうとするコミュニティは、あらかじめ市長に申請し、団体登録を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要に応じて団体登録の内容を公開することができる。</p> <p>3 団体登録の手続に関して必要な事項については、市長が別に定める。</p> <p>(協働事業の報告)</p> <p>第24条 コミュニティは、協働事業が完了したときは、事業報告書を市の執行機関に提出しなければならない。</p> <p>(協働事業の評価)</p> <p>第25条 コミュニティ及び市の執行機関は、前条の事業報告書に基づき、協働事業の評価を行わなければならない。</p> <p>(協働事業の公表)</p> <p>第26条 市の執行機関は、第20条第5号に規定する透明性の原則に基づき、協働事業に関する情報を公表しなければならない。</p>
市民登録制度	<p>第1節市民登録制度</p> <p>(市民登録制度)</p> <p>第20条 市長は、市民参加を推進するため、市政に関心と意欲を持つ市民を公募し、登録するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録された者に対して、審議会等の委員の公募その他市民参加に関する情報を積極的に提供するものとする。</p>			
意見等の取扱い				
第三者機関	<p>第2節市民参加推進・評価会議</p> <p>(設置)</p> <p>第21条 この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、大和市民参加推進・評価会議(以下「推進・評価会議」という。)を置く。</p>	<p>(流山市市民参加推進委員会の設置)</p> <p>第23条 この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、流山市市民参加推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置します。</p> <p>(推進委員会の所掌事務)</p>	<p>(推進会議の設置)</p> <p>第16条 この条例に基づく市民参加を適正に推進し、及び市民参加をより一層推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として和光市民参加推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。</p>	<p>第4章 自治推進委員会による協議及び評価</p> <p>第27条 日進市自治推進委員会条例(平成19年日進市条例第30号)の規定により設置される日進市自治推進委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に基づく市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項を協議するとともに、定期的な評価を行い、そ</p>

<p>(所掌事務等)</p> <p>第22条 推進・評価会議は、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 第8条の規定により取りまとめられた市民参加の手続の実施予定の評価に関する事項</p> <p>(2) この条例の規定による市民参加の手続の実施状況の評価に関する事項</p> <p>(3) この条例の改正又は廃止に関する事項</p> <p>(4) その他市民参加の推進に関する事項</p> <p>2 推進・評価会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>3 執行機関は、市民参加に関する市民からの意見その他市民参加の推進に関する情報を推進・評価会議に提供するものとする。</p> <p>4 推進・評価会議は、第1項各号に掲げる事項の審議を行うに当たっては、市民の意見を聴くよう努めなければならない。</p> <p>(組織等)</p> <p>第23条 推進・評価会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。</p> <p>(1) 市長が行う公募に応じた市民</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) その他市長が必要と認める者</p> <p>2 市長は、前項の規定により委員を委嘱する場合には、原則として委員の総数の2分の1以上を同項第1号に掲げる者としなければならない。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第24条 推進委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) この条例の運用に関する評価及び改善のための答申及び建議</p> <p>(2) この条例の見直しに関する審議、検討及び調査</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的事項の審議、検討及び調査</p> <p>(推進委員会の組織等)</p> <p>第25条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織します。</p> <p>(1) 公募による市民等</p> <p>(2) 市内で地域活動を行う団体を代表する者</p> <p>(3) 学識経験を有する者</p> <p>2 委員の任期は、2年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>(推進委員会の委員長及び副委員長)</p> <p>第26条 推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置きます。</p> <p>2 委員長は、学識経験を有する者として委嘱された委員のうちから委員の互選により定めます。</p> <p>3 副委員長は、委員の互選により定めます。</p> <p>4 委員長は、推進委員会の事務を総理し、推進委員会を代表します。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。</p> <p>(推進委員会の議事)</p> <p>第27条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となります。</p> <p>2 推進委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができません。</p> <p>3 推進委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、推進委員会の議長の決するところによります。</p> <p>4 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席することを要請し、その説明又は意見を聴くことができます。</p> <p>(推進委員会の会議の運営等)</p> <p>第28条 前条に規定するもののほか、推進委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定めることができます。</p> <p>(推進委員会の部会)</p> <p>第29条 推進委員会に専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。</p> <p>2 部会に属すべき委員は、委員長が指名します。</p> <p>3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定めます。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理します。</p> <p>5 部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理します。</p> <p>6 前2条の規定は、部会の会議に準用します。この場合において、第</p>	<p>2 推進会議は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、又は市長に意見を述べるために審議します。</p> <p>(1) この条例の運用状況に関する事項</p> <p>(2) この条例の見直しに関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的な事項</p> <p>3 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する12人以内の委員で組織します。</p> <p>(1) 公募による市民</p> <p>(2) 市内で地域活動を行う団体を代表する者</p> <p>(3) 学識経験を有する者</p> <p>(4) 市の職員</p> <p>4 市長は、前項の規定による委員の委嘱をする場合は、公募による委員を委員総数の3分の1以上となるよう努めるものとする。</p> <p>5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>6 委員は、再任されることができます。</p> <p>7 前各項に掲げるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p>の結果を市長に答申するものとする。</p>
---	--	--	--------------------------

		27条中「推進委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員の」とあるのは「、部会に属する委員の」と、「出席委員の」とあるのは「出席した部会に属する委員の」と、「委員以外の」とあるのは「部会に属する委員以外の」と、前条中「推進委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとします。		
住民投票	<p>大和市住民投票条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、大和市自治基本条例(平成16年大和市条例第16号。以下「自治基本条例」という。)第31条第6項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、住民の意思を市政に反映し、もって自治の進展に資することを目的とする。 (市政に係る重要事項)</p> <p>第2条 自治基本条例第30条第1項及び第31条第1項から第3項までに規定する市政に係る重要事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。 (請求及び投票の資格)</p> <p>第3条 自治基本条例第31条第1項の規定による住民投票の実施の請求(以下「住民請求」という。)をすることができる本市に住所を有する年齢満16年以上の者及び同条第5項の規定により住民投票の投票権を有する本市に住所を有する年齢満16年以上の者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第7条に規定する投票資格者名簿に登録されている者とする。</p> <p>(1) 年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者(その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。)</p> <p>(2) 年齢満16年以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者(その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。)</p> <p>2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者(前号に掲げる者を除く。)であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有するもの</p>	別条例(未制定)	<p>第3章 住民投票 (住民投票の請求)</p> <p>第14条 議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市民に直接その賛否等を問う必要のある市政運営上特に重要な事項(第6条第2項各号に掲げるものを除きます。)について、その1,000人以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を行うことの請求(以下「住民投票請求」といいます。)をすることができます。</p> <p>2 前項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、</p> <p>3 市長は、住民投票請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>4 前2項に掲げるもののほか、第1項の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとします。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、市長は、議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の6分の1以上の連署による住民投票請求を受理したときは、議会への付議を省略し、住民投票を実施しなければなりません。 (市長が提案する住民投票)</p> <p>第15条 市長は、市の存立に係る重要な事項について市民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことを議会に提案するものとします。</p> <p>2 前項の住民投票を行う場合における投票権を有する者は、次のいずれかに該当する者とし、</p> <p>(1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上市内に住所を有するもの</p> <p>(2) 年齢満18歳以上の規則で定める永住外国人で、引き続き3箇月以上市内に住所を有するものうち、市長に投票資格者の登録を申請したもの (住民投票の執行)</p> <p>第15条の2 住民投票は市長が執行するものとします。</p> <p>2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとします。</p> <p>3 住民投票の投票権を有する者は、前条の規定により住民投票を</p>	<p>日進市住民投票条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号。以下「自治基本条例」という。)第26条第4項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、住民の意思を市政に的確に反映させ、市民主体の自治を推進することを目的とする。 (住民投票の対象)</p> <p>第2条 住民投票の対象となる自治基本条例第26条第1項に規定する日進市に関わる重要な事項は、市及び住民全体に直接の利害関係を有するもので、住民にその賛否を問う必要があると認められる事項をいう。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <p>(1) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>(2) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項 (投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満20年以上の日本国籍を有する者で、本市に住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。))から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者は、住民投票の投票権を有しない。 (住民投票の請求及び発議)</p> <p>第4条 投票資格者は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から市長に対し、書面によりその実施を請求することができる。</p> <p>2 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議決された事項について、市長に対し、書面により住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 市長は、自ら住民投票を発議すること(以下「市長発議」という。)ができる。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による住民からの請求(以下「住民請求」とい</p>

<p>(3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</p> <p>(請求又は発議における設問の形式等)</p> <p>第4条 住民請求、自治基本条例第31条第2項の規定による請求(以下「議会請求」という。)及び同条第3項の規定による発議(以下「市長発議」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、かつ、住民が容易に内容を理解できるような設問として請求又は発議されたものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、事案により、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。</p> <p>(住民投票の執行)</p> <p>第5条 住民投票は、市長が執行するものとする。</p> <p>2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を大和市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。</p> <p>(要旨の公表等)</p> <p>第6条 市長は、住民請求若しくは議会請求があったとき又は市長発議をしたときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(投票資格者名簿の調製等)</p> <p>第7条 選挙管理委員会は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製し、保管しなければならない。</p> <p>2 投票資格者名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、それぞれの住民投票を通じて1の名簿とする。</p> <p>(投票資格者名簿への登録)</p> <p>第8条 選挙管理委員会は、毎年10月1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、10月1日から同月7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合には、登録の日を変更することができる。</p> <p>2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第10条第2項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該住民投票の期日)現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第10条第3項の規定により住民投票の期日を変更したときは、同条第4項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該変更後の住民投票の期日)現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p> <p>(住民投票の請求に必要な署名数の告示)</p> <p>第9条 選挙管理委員会は、前条各項の規定により投票資格者名簿</p>		<p>施する場合を除き、公職選挙法第9条第2項に規定する和光市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しないものとします。</p> <p>(1) 公職選挙法第11条及び第252条の規定により選挙権を有しない者</p> <p>(2) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しない者</p> <p>(投票結果の尊重)</p> <p>第15条の3 市民、議会及び市の機関は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>う。)若しくは第2項の規定による市議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき又は前項の規定により市長発議を行ったときは、直ちにその要旨を公表するとともに、日進市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、既に住民投票の請求又は発議に係る手続が開始されている場合において、当該手続が行われている間は、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。</p> <p>6 第1項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「条例の制定又は改廃の請求者」とあるのは「住民投票の請求者」と、「選挙権を有する者」とあるのは「投票資格者」と、「選挙人名簿」とあるのは「投票資格者名簿」と読み替えるものとする。</p> <p>(住民投票の形式)</p> <p>第5条 前条に規定する住民請求、議会請求又は市長発議による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求され、又は発議されたものでなければならない。</p> <p>(代表者証明書の交付等)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定により住民請求をしようとする者の代表者(以下「請求代表者」という。)は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書をもって請求し、かつ、請求代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、請求代表者が申請の日現在において投票資格者であることを確認したときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の者の数を請求代表者に通知し、かつ、その数を告示しなければならない。</p> <p>(住民投票の執行)</p> <p>第7条 住民投票は、市長が執行するものとする。</p> <p>2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。</p> <p>(投票資格者名簿)</p> <p>第8条 選挙管理委員会は、別に規則で定めるところにより投票資格者名簿(第6条第1項の代表者証明書の交付の申請があった日現在における投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製し、保管しなければならない。</p>
--	--	---	--

<p>の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の3分の1の数を告示しなければならない。</p> <p>(投票日)</p> <p>第10条 選挙管理委員会は、第6条の規定による通知があった日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の20日前までに告示しなければならない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、神奈川県議会の議員若しくは長の選挙又は本市議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。</p> <p>4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日を変更理由を付して速やかに告示しなければならない。</p> <p>(投票所等)</p> <p>第11条 投票所及び第15条に規定する期日前投票の投票所(次項において「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</p> <p>2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、前条第2項及び第4項の規定による告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。</p> <p>(投票することができない者)</p> <p>第12条 次に掲げる者は、住民投票の投票をすることができない。</p> <p>(1) 投票資格者名簿に登録されていない者</p> <p>(2) 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日(第15条の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に第3条第1項各号の規定に該当しない者</p> <p>(投票の方法)</p> <p>第13条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。</p> <p>2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより代理投票をすることができる。</p> <p>(投票所における投票)</p> <p>第14条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。</p> <p>(期日前投票等)</p> <p>第15条 規則で定める投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。</p> <p>(無効投票)</p>			<p>2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、別に規則で定めるところにより第10条第2項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければならない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第10条第3項の規定により住民投票の期日を変更したときは、同条第4項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該変更後の住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければならない。</p> <p>(投票資格者でない者の投票)</p> <p>第9条 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日(第14条の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に投票資格者でない者は、投票をすることができない。</p> <p>(投票日)</p> <p>第10条 選挙管理委員会は、第4条第4項の規定による通知があったときは、その旨を告示し、その日から起算して30日を経過し、90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県議会の議員若しくは長の選挙、本市議会の議員若しくは長の選挙又は国民投票が行われるとき、その他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。</p> <p>4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日とその変更理由を付して速やかに告示しなければならない。</p> <p>(投票所等)</p> <p>第11条 投票所及び第14条に規定する期日前投票の投票所(次項において「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</p> <p>2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、前条第2項の規定による告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。</p> <p>(投票の方法)</p> <p>第12条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。</p> <p>2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、住民投票に係る事項に賛成するときは投票用紙の投票欄に○の記号を、反対するときは投票用紙の投票欄に×の記号を自ら記載しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○又は×の記号を記載することができない投票人は、別に規則で定めるところにより代理投票又は点字投票をすることができる。</p>
---	--	--	--

<p>第16条 次に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>(1) 所定の用紙を用いないもの</p> <p>(2) ○の記号以外の事項を記載したもの</p> <p>(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの</p> <p>(4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの</p> <p>(5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの</p> <p>(6) 白紙投票</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第17条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により提供しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、事案についての選択肢を公平に扱わなければならない。</p> <p>(投票運動)</p> <p>第18条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。</p> <p>(投票結果の告示等)</p> <p>第19条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 市長は、住民請求に係る住民投票について、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。</p> <p>3 市長は、議会請求に係る住民投票について、第1項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。</p> <p>(再請求等の制限期間)</p> <p>第20条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。</p> <p>(投票及び開票)</p> <p>第21条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>			<p>(投票所における投票)</p> <p>第13条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。</p> <p>(期日前投票等)</p> <p>第14条 投票人は、前条の規定にかかわらず、別に規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票をすることができる。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。</p> <p>(1) 所定の投票用紙を用いないもの</p> <p>(2) ○又は×の記号以外の事項を記載したもの</p> <p>(3) ○又は×の記号のほか、他事を記載したもの</p> <p>(4) ○又は×の記号のいずれも記載したもの</p> <p>(5) ○又は×の記号のいずれを記載したのか判別し難いもの</p> <p>(6) 白紙投票</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第16条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関し必要な情報を広報紙等により提供しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、住民投票に係る事項についての中立性の保持に留意しなければならない。</p> <p>(投票運動)</p> <p>第17条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、プライバシーを干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。</p> <p>(投票結果の告示等)</p> <p>第18条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 市長は、住民請求に係る住民投票について前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。</p> <p>3 市長は、議会請求に係る住民投票について第1項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに市議会に通知しなければならない。</p> <p>(結果の尊重)</p> <p>第19条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>(再請求等の制限期間)</p> <p>第20条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。</p> <p>附 則</p>
---	--	--	--

	<p>1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。 (準備行為)</p> <p>2 第3条第1項第2号の規定による定住外国人に係る投票資格者名簿への登録の申請の手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に第1条の規定による改正前の大和市民投票条例第3条第1項第2号に該当する者については、第1条の規定による改正後の大和市民投票条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第2号の規定にかかわらず、同号に該当するものとみなす。</p> <p>3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている新条例第3条第1項第2号に規定する年齢満16年以上の定住外国人(前項に規定する者を除く。)であつて、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項の規定による本市の外国人登録原票への登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き3月以上経過しているものについては、新条例第3条第1項第2号の規定にかかわらず、同号に該当するものとみなす。</p>			<p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>
市民活動の支援				<p>第3章 市民自治活動の支援及び協働</p> <p>第1節 市民自治活動の支援及び協働の原則</p> <p>第20条 市の執行機関が市民自治活動を支援し、又はコミュニティ及び市の執行機関が協働を推進するに当たっては、次に掲げる原則を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 対等の原則 対等な立場に立ち、互いの自主性及び自立性を尊重する。</p> <p>(2) 相互理解の原則 互いの立場及び特徴に違いがあることを認識し、相互の信頼関係を築く。</p> <p>(3) 共有の原則 解決すべき課題並びに協働事業の目的、目標及び実施に必要な情報を相互に提供し、共有する。</p> <p>(4) 役割分担の原則 互いの立場及び特徴を活かした役割及び責務を果たす。</p> <p>(5) 透明性の原則 市民自治活動の支援及び協働の過程における情報を公開し、透明性を確保する。</p>
協働の記述		<p>(協働における市の役割)</p> <p>第22条 市は、協働を推進するため、次の各号に掲げる事項を行うものとします。</p>		<p>第2節 市の執行機関の施策</p> <p>第21条 市の執行機関は、市民自治活動を支援し、コミュニティとの協働を推進するために、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。</p>

		<p>(1) 協働に関する情報の収集及び提供</p> <p>(2) 市民等の交流及びネットワークの構築のための支援</p> <p>(3) 市民等の活動によって課題解決が困難な場合の補完のための支援</p> <p>(4) 協働を推進するための人材育成</p> <p>(5) その他協働の推進に必要な事項</p>		<p>る。</p> <p>(1) 日進市が設置する活動拠点の管理運営に関すること。</p> <p>(2) 市民自治活動への助成に関すること。</p> <p>(3) 市民自治活動に関する情報の受発信に関すること。</p> <p>(4) コミュニティにおける交流の場づくりに関すること。</p> <p>(5) コミュニティ及び市職員の人材の育成等に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市民自治活動の支援及び協働の推進に必要なこと。</p> <p>2 市の執行機関は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たり、必要に応じてコミュニティと連携を図るよう努めるものとする。</p>
条例の見直し		<p>(条例の見直し)</p> <p>第31条 市長及び議会は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第18条 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第28条 市長は、この条例が日進市の市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進にふさわしいものかどうかを市民参加の下に検証し、その結果に基づきこの条例の見直し等必要な措置を講じなければならない。</p>
委任	<p>(委任)</p> <p>第24条 この条例施行に関し必要な事項は、執機が別定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p>第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の執行機関が別に定める。</p>